

小平市第二次都市農業基本構想の一部変更について

< 該当箇所抜粋 >

新	旧
<p>3 頁</p> <p>4 頁</p> <p>(3) 農業経営基盤強化促進法の農業基本構想としての位置づけ 本構想は、農業経営基盤強化促進法の農業基本構想としても位置づけ、農業経営改善計画の策定の支援と、認定農業者制度の適用の前提となるものです。 <u>なお、平成 21 年 6 月 24 日付の農業経営基盤強化促進法の改正に基づき、今回、小平市第二次都市農業基本構想の変更を行いました。この変更により別紙 小平市農業経営基盤強化促進基本構想関連(平成 19 (2007) 年 3 月)は全文削除しました。</u></p> <p>3 6 頁 第 1 章 3 基本目標の設定</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p>(6) 農用地の利用の集積に関する目標<u>その他農地の利用関係の改善に関する事項</u> <u>①効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標</u> 認定農業者を目指す農家の農地面積は 62.9ha (農家意向調査による、戸別平均農地面積×認定農業者を目指す農家 80 戸) とし、平成 28 年度の市内農地面積の目標 210ha より、農地利用集積率の目標は 30% と設定します。</p>	<p>3 頁</p> <p><u>また、農業経営基盤強化促進法の改正が行われ、農業従事者の高齢化や遊休農地の増加を改善するために、法人による遊休農地活用など、新たな農地保全や農業振興の仕組みが求められています。</u></p> <p>4 頁</p> <p>(3) 農業経営基盤強化促進法の農業基本構想としての位置づけ 本構想は、農業経営基盤強化促進法の農業基本構想としても位置づけ、農業経営改善計画の策定の支援と、認定農業者制度の適用の前提となるものです。</p> <p>3 6 頁 第 1 章 3 基本目標の設定</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p>(6) 農用地の利用の集積に関する目標</p> <p>認定農業者を目指す農家の農地面積は 62.9ha (農家意向調査による、戸別平均農地面積×認定農業者を目指す農家 80 戸) とし、平成 28 年度の市内農地面積の目標 210ha より、農地利用集積率の目標は 30% と設定します。</p>

②効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

面的集積は困難なため、施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めていきます。

③農用地の利用関係の改善に関する事項

関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、認定農業者等担い手の状況に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しするため、農作業受委託等の取組を促進します。その際、市は関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、認定農業者等の担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて講じます。

(7) から (9) まで (略)

(10) 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

全城市街化区域のため、本事業は該当しません。

(11) 農地利用集積円滑化事業に関する事項

全城市街化区域のため、本事業は該当しません。

(7) から (9) まで (略)